



2023 年度
第 17 回全日本高校模擬国連大会・予選会
議題概説書
Background Guide

第 28 回気候変動枠組条約締約国会議
2023 United Nations Climate Change Conference
(COP28)

目次

会議監督より	3
はじめに 議題概説書の手引き	4
議題概説書の位置付け	4
表記について	4
第1章 会議設定	5
議場設定	5
議場説明	5
第2章 気候変動枠組条約締約国会議（COP）の歴史	6
COP 以前	6
COP 以後	7
パリ協定とグラスゴー合意	10
第3章 気候変動が与える影響	16
第4章 論点解説	20
「1.5°C目標」の達成に向けた手段	20
ロス&ダメージ基金	21
アウトオブアジェンダ	21
参考文献	23

会議監督より

「気候変動」という言葉は皆さんにとって馴染み深いものだと思います。これまでの学びの中で、ホッキョクグマやオセアニアの島嶼国が被害を受けているといった内容を学んだことがある方も多いのではないのでしょうか。私たちの日々の生活においても、気候変動に関する情報は私たちの周りに溢れています。ニュースやメディアを通じて、異常気象や自然災害の増加などが報じられ、その影響について私たちはよく耳にしています。

気候変動についてその原因や影響を知識として知っていても、国際社会での議論内容や様々な国の立場や現状を知る機会はその多くはないでしょう。今会議では、高校生の皆さんが担当国の大使として各国が直面する課題や対応策について学び、議論し、協力し合うことで、より持続可能な解決策を見つけ出し、いくとも良い機会となるはずです。

今回の議場である気候変動枠組条約締約国会議は、2023年で28回目の開催を迎えます。これまでの27回の議論を経て、各国大使は気候変動の抑制や既に生じている被害に対する取り組みなど、様々な観点から議論し、合意を重ねてきました。しかし、日々進行する気候変動を前に、議論すべき課題は未だ多く残っています。

この会議には、気候変動に関して多様な背景と価値観を持つ国の大使が集まります。一方で、気候変動は国境を越えて影響を及ぼす地球全体の課題でもあります。皆さんが各国の大使としてそれぞれの国益を追求しながらも、共通の課題に対して一丸となって解決に向けて努力していくことを期待しています。

第17回全日本高校模擬国連大会 会議監督
出口啓貴 丹後向日葵

はじめに 議題概説書の手引き

今回の会議では、第28回気候変動枠組条約締約国会議（COP28）という議場が設定されている。議題概説書では、気候変動というトピックについて、これまでどのような議論が国際社会で行われてきたのか、どのような問題が起きているかを中心にまとめている。

0.1 議題概説書の構成

この議題概説書は、本章と参考文献を除き4つの章から構成されている。第1章では本会議の会議設定を概観し、第2章ではこれまで国際社会において気候変動について議論されてきた歴史の詳細をまとめている。第3章では気候変動が与える影響についてそれぞれの問題やその現状について詳述した。第4章では今会議で設定した論点について解説している。今回の会議での議論は過去に行われてきた議論の延長線上にあるものであることに留意し、会議準備を進めていただきたい。この議題概説書に記されている内容は会議の参加にあたり必要不可欠であるため、まずは第1章から順に全体を一読することを推奨する。

0.2 議題概説書の位置付け

議題概説書はあくまで概要を説明しているものであるため、会議参加にあたり導入となる事項を記したに過ぎず、個々の国における気候変動に対するスタンスや取り組みの状況については触れていない。そのため、各国大使として準備を進めるにあたっては、本書の内容を前提知識として理解した上で、自分の担当国がどのようなスタンス・国益を有しているのかといった現状や、自国が抱える問題や課題を追加でリサーチをする必要がある。本書はこれらの準備を進める導入として利用していただきたい。

0.3 表記について

今会議の正式名称は「第28回気候変動枠組条約締約国会議」であるが、本書では「COP28」と表記する。過去に開催された締約国会議についても同様に表記するものとする。

また、国名などについて、アメリカを「米」、中国を「中」など、略称を用いることがある。

第1章 会議設定

1.1 議場設定

議場：第 28 回気候変動枠組条約締約国会議：2023 United Nations Climate Change Conference (COP28)

論点：「1.5°C目標」の達成、ロス&ダメージ基金

開催日時：2023 年 11 月 30 日～12 月 12 日（予定）

1.2 議場説明

今会議の議場となるのは国際連合気候変動枠組条約第 28 回締約国会議 (COP28) である。気候変動枠組条約が 1994 年に発効し、以来毎年開催されている締約国会議 (COP)¹ の 28 回目の会議である。開催地はアラブ首長国連邦 (UAE) のドバイの予定である。

COP は環境問題について話し合う最も代表的な会議であり、国連加盟国のほぼすべてが参加する会議である。COP についての詳しい解説は後の章で行うので参照していただきたい。COP においては成果文書の作成が行われる。成果物の形態は「合意」「宣言」などさまざまであるが、どのような形態であれ成果文書の採択要件はコンセンサスである。各国は採択された成果文書を忠実に履行する責任を負っている。なお、今会議では形態の指定は行わず、「成果文書」という形で採択を行う。COP28 の成果文書の策定における主な争点に関しては後の章で概説する。

COP における成果文書の政治的なメッセージ性は非常に大きく、各国の国内政策や国際機関の活動に大きな影響を与えることとなる。このことを考慮した上で皆さんには会議に臨んでいただきたい。

¹ COP は「Conference of the Parties」の略で、「締約国会議」と訳される。従って他の条約の締約国会議のことも COP と呼ばれるが、本書においては COP = 気候変動枠組条約締約国会議を指すものとする。

第2章 気候変動枠組条約締約国会議（COP）の歴史

本章では、今会議の議場である気候変動枠組条約締約国会議（COP）の歴史について概説する。

2.1 COP 以前

本節では、気候変動枠組条約の締約国会議が開催されるようになるまでの国際社会での動きについて概説する。

【国連人間環境会議（ストックホルム会議）】

1968年の第44回経済社会理事会におけるスウェーデンからの提案により、1972年に環境に関する国連会議が開かれることとなった。開催地にはスウェーデンの首都ストックホルムが選ばれ、環境問題について扱う、世界で初めての大規模な政府間会合が実現することになったのである。また、同年は、ローマ・クラブ²から「成長の限界」と題した研究が発表され、増加の一途を辿る人類と地球環境に対する警鐘が鳴らされ、環境問題に対する国際的な関心が高まっていた時期でもある。「かけがえのない地球（Only one Earth）」をスローガンとして開かれたストックホルム会議では、①人間居住の環境的側面、②天然資源の合理的管理、③環境汚染の3つの項目について話し合わせ、最終的には「人間環境宣言」、「環境国際行動計画」が採択された。

「人間環境宣言」は、環境問題に対する初の世界的な合意であったため、その後、国際環境法分野における基本文書として位置付けられることになり、後述するリオ宣言、気候変動枠組条約など様々な文書の中で幾度も言及されている。

宣言と計画の採択を受けて、国連総会はこれらに記された内容を実行するための組織として、国際連合環境計画（UNEP: United Nations Environment Programme）の設置を決定した。UNEPは本部をケニアの首都ナイロビに置くことが決定され、これは第三世界に本部を置く最初の国連機関となった。UNEPはその後成立する種々の条約についての管理を任されるようになり、現在に至るまで国際社会における重要な位置を占めているといえよう。

【環境と開発に関する国際連合会議（地球サミット）】

1988年には、UNEPが世界気象機関（WMO: World Meteorological Organization）と共同で気候変動に関する政府間パネル（IPCC: Intergovernmental Panel on Climate Change）

² 1970年3月に民間組織の法人としてスイスに設置された、政治に関与しない各国の科学者、経済学者、プランナー、教育者などで構成されるシンクタンク。

を設置した³。IPCC は 1990 年に、世界中の第一線の研究者が寄与した地球温暖化問題に関する研究成果についての評価を行い、それらの結果をまとめた報告書として「IPCC 第 1 次成果報告書」を公表した。報告書は「人為起源の温室効果ガスがこのまま大気中に排出され続ければ、生態系や人類に重大な影響をおよぼす気候変化が生じるおそれがある」と警告し、地球環境と気候変動の問題に対して世界が大きく注目することとなった。

その 2 年後、そしてストックホルム会議から 20 年後にあたる 1992 年、ブラジルのリオデジャネイロにて、「環境と開発に関する国際連合会議（通称『地球サミット』）」が開かれた。会議では、先のストックホルム会議で採択された「人間環境宣言」を再確認するとともに、21 世紀に向けた「持続可能な開発」という概念が提起され、環境と開発の調整には先進国と途上国との間の衡平を担保する必要があることを確認した。成果文書のリオ宣言においては、以上を反映した「共通だが差異ある責任」概念⁴が明文化されることになり、この概念は「持続可能な開発」と並んで、環境問題に対する基本的な考え方と位置付けられるようになる。

会議では宣言のほかに、行動計画としての「アジェンダ 21」、「気候変動に関する国際連合枠組条約（UNFCCC: United Nations Framework Convention on Climate Change）」、「生物多様性条約」なども国際的に合意され、環境問題に対して一定の前進を示した。

2.2 COP 以後

地球サミットで成立した UNFCCC は、名前の通り枠組条約方式を採用している。枠組条約方式とは、最初の条約では目的と原則のみを定め、その後個別で詳細な議定書や附属書を採択することによって各国を拘束しようとする条約の方式である。UNFCCC は、第七条で締約国会議（COP: Conference of Parties）の開催を定めており、これに従って、2023 年 7 月現在、27 回 COP が開催されてきた。

【COP の始まり】

1992 年の UNFCCC の採択、次いで 1994 年の条約発効を受け、国際社会の関心は、環境問題に対するこれまでの進捗についてのレビューと、今後取るべきステップについての議論へと移り変わっていった。1995 年には、これまで気候変動問題に対して積極的に取り組み、UNFCCC の採択を推進してきたドイツ政府の主催で、ベルリンにおいて第 1 回締約国会議（COP1）が開催されることとなった。実効的な附属書を早期に採択するべく、特に温

³ IPCC の役割は、各国政府の気候変動に関する政策に対し、科学的な基礎を与えることとされる。IPCC では、世界中の専門家の知見をまとめた報告書を定期的に作成・公表しており、世界の気候変動に関する政策に影響を与えている。

⁴ 気候変動への責任は世界共通のものであるものの、今日の大気中の温室効果ガスの大半は過去に先進国が排出したものであることから、先進国の責任がより大きく、途上国とは差異があるとする考え方。

室効果ガスの排出制限について厳しい交渉が始まったものの、様々な国の様々な意見を反映することは難しく、会議の交渉は難航した。しかし、あらゆる国々の懸命な努力の結果として、①現行の条約コミットメントは不十分であること、②そのため 2000 年以降に適切な行動を取れるようプロセスを開始すること、③それには先進国のコミットメント強化が含まれること、④プロセスの結果が、COP3 において採択されることを目指した日程が設定されるべきであること、などが定められた。これはベルリン・マンデートと呼ばれ、京都議定書の採択に向けた大きな指針となったのである。

【京都議定書の成立】

ベルリン・マンデートの採択を受けて、条約締約国は 1995 年、議定書の採択に向けた交渉機関として「ベルリン・マンデート特別委員会 (AGBM: Ad Hoc Group for Berlin Mandate)」を設立した。採択のための長い交渉は AGBM を主な舞台として繰り広げられることとなった。2 年に及ぶ各国の交渉の結果、京都で開催された COP3 において「京都議定書」が採択された。議定書では、二酸化炭素を含む温室効果ガスの排出に対して、1990 年比で各国に削減率が設定されたほか、途上国と先進国の協力を強化し、地球全体としての達成度を向上させるための取り組みとして、京都メカニズムと呼ばれる措置も含まれることになった。

温室効果ガスの削減については、2008 年から 2012 年を第一約束期間として、1990 年を基準として個別に削減率が設定されることになった。ここで削減義務を課されたのは、UNFCCC の附属書 I に列挙された先進国（通称：附属書 I 国）であり、中国・インドを含めた開発途上国には削減義務は設定されなかった。以下は各附属書 I 国に課された削減義務の表である。

国名	1990 年を基準年とした排出量の割合
欧州連合 15 カ国	92%
アメリカ合衆国	93%
カナダ、ハンガリー、日本、ポーランド	94%
クロアチア	95%
ニュージーランド、ロシア、ウクライナ	100%
ノルウェー	101%
オーストラリア	108%
アイスランド	110%

また、第一約束期間ののちは、2013 年から 2020 年が第二約束期間として設定されてお

り、この間の削減義務に関する交渉は、2005年から2007年の間に実施されることが決まった。

先述した京都メカニズムには、①クリーン開発メカニズム（CDM: Clean Development Mechanism）、②共同実施（JI: Joint Implementation）、③排出量取引（ET: Emission Trading）の3項目が含まれている。CDMとは、先進国が途上国に対して、技術的・資金的援助を行うことで、途上国の温室効果ガス排出を減らす取り組みである。この際、削減できた排出量のうち一定量については、先進国の削減量に組み込むことが可能とされた。JIとは、途上国に対して先進国が投資し、その投資によって削減できた温室効果ガス排出量については、それぞれの国の削減量として再配分することができるという取り組みである。CDMが「排出削減した一定量を先進国の削減量に組み込む」としたのに対して、JIは「先進国と途上国との間で再配分する」と定めた点に両者の相違がある。最後に、ETは、排出量が余ってしまった国・企業と、排出量を超過してしまった国・企業との間で、余剰の排出枠を売買することを認めた取り組みである。

以上のように、具体的な削減義務、京都メカニズムを盛り込んだ議定書は、UNFCCCにおける最初の議定書として成立したのである。

【その後の世界】

議定書の採択に成功した国際社会ではあったが、アメリカは議定書に署名していたものの、開発途上国、特に中国に対して削減義務が課されていないことを理由に2001年（議定書の発効前）に参加を見送った。2005年には議定書発効条件の55カ国の批准を達成したため、議定書自体は無事発効を迎えることとなったが、アメリカなき議定書の実効性を危ぶむ声が上がるとなる。このように、先進国のみに対して削減義務を課したこと、またそれに伴ってアメリカが不参加であったことから、京都議定書は気候変動対策として十分なものとは言えなかったのである。以後、国際社会は京都議定書における気候変動問題への取り組みと並行して、第一約束期間が終了した後の、2013年以降についての国際的な合意の形成に向けた取り組みを推し進めることになった。

【コペンハーゲン合意】

議定書の第一約束期間終了後の取り決めに向けた交渉は難航し、交渉が本格化したのは2000年代半ばから後半にかけてであった。インドネシアのバリで開催された2007年のCOP13においては、2013年以後の枠組みについて、先進国・途上国を問わず全ての国々の温暖化対策を議論する旨が盛り込まれた「バリ行動計画」が採択された。また、バリ行動計画を受けて2009年、デンマークのコペンハーゲンではCOP15が開催された。

COP15においては、第一約束期間後の排出量削減義務、京都メカニズムについての議論が盛んに交わされることとなった。国際社会はCOP15における意欲的な法的文書の採択を期待していたが、本会合開催までの準備会合、作業部会における交渉などを鑑みても妥結が

困難であろうと判断した代表団らは、政治的合意を目指す方向に舵を切った。しかし、その後の交渉も難航し、会期終了の直前に成立した「コペンハーゲン合意」も、最終的には採択はされず、成果文書において「留意」されるにとどまり、法的拘束力を持たせることはできなかった。

このようにして、第一約束期間以後の気候変動対策は2010年代に持ち越されることとなった。焦りを抱えたまま、世界はパリ協定へ向けた道のりを進んでいくことになる。

2.3 パリ協定とグラスゴー合意

2015年11月30日から12月13日までフランス・パリで開催されたCOP21は21回目のCOPにあたり、パリ会議とも呼ばれる。COP21では環境に関する多くのアジェンダが取り上げられたが、COP21のコアは2020年以降の温暖化対策における国際的枠組・パリ協定である。

【パリ協定までの歩み】

国際社会は地球温暖化問題に対処するため、COPにおいてCOP21までに温室効果ガス削減目標設定の仕組みを3度策定した。1度目は気候変動枠組条約(1992)、2度目は京都議定書(1997)、3度目はカンクン合意(2010)である。しかしこれらには以下のような問題点があった。

排出削減目標名	年	形式	内容	問題点
気候変動枠組条約	1992	努力目標	先進国は排出量を2000年までに1990年レベルに戻す。	努力目標であるため、守れなかったとしても罰則はない。COP1(1995)時点で先進国が守ることができる見込みは全くなかった。
京都議定書	1997	約束(義務)	第一約束期間(2008-2010)に、先進国全体で1990年比で少なくとも5%削減する。先進国各国に削減目標を設定、守れない場合には不遵守措置。	トップダウン方式 ⁵ で開発途上国には削減義務を課さず、先進国のみ義務が課されたので不満が噴出した ⁶ 。これが原因の一つとなり主要排出国である米国は参加しなかった。

⁵それぞれの国に排出削減量の割り当てをする方式。

⁶ 中国やインドといった新興国を中心とした開発途上国の温室効果ガス排出量が急増し、先進国より排出量が多い途上国もいたのにも関わらず、先進国のみが対象となった。

カンクン合意	2010	自主目標	各国は 2020 年までの排出削減目標<先進国>/排出削減行動<途上国>を提出する。	先進国全体の削減目標について検討がなされたが交渉は破綻。ボトムアップ方式 ⁷ で多数の国が排出削減目標/行動を提出したがそれらを足し合わせても、カンクン合意の 2°C 目標達成からは遠くかけ離れている。
--------	------	------	--	--

国際社会はこの 3 度の経験から生じた問題点を踏まえ、以下の二つのことを学んだ。第一にトップダウン方式は現状非常に困難であり、また不遵守措置制度は参加国を少なくすること。第二に、ボトムアップ方式は参加国を増やすものの、世界全体での排出削減を強化する何らかの仕組みが必要であることである。

また、国際社会は主要排出国である米国や新興国が削減義務を負っていない京都議定書の枠組みでは進行する地球温暖化に有効な対策を取ることが難しくなっている、ということにも気がついた。そこで国際社会は京都議定書に代わる新たな枠組みの構築に取り組むことにした。2011 年、COP17 において「全ての国が参加する新たな枠組み」の構築に向けた作業部会の設置の合意（ダーバン合意）がなされたのである。翌年からこの作業部会において精力的な交渉が開始した。

COP19 においては、上記 2 点の学びを通じ、2020 年以降の国際枠組は参加国を増やすため各締約国は先進国途上国関係なく国内事情に応じて INDC⁸を設定し提出することが決定した。また、各国の INDC の弱点を補うために、目標を提出してそのままにするのではなく、各国どのような前提に基づき設定されたものかなど各国貢献度の水準を評価するため、各国が INDC を提出したのち、事前協議にかけることが決定した。（ワルシャワ決定）

しかし、COP20 では COP21 の前に実施する事前協議について合意はなされなかった⁹。この原因としては、COP19 の際、「各国の貢献度を比較して評価できるのか」「事前協議で指摘を受けても一旦国内で決定した貢献度を見直すのは政治的に困難であろう」などといった懸念が示されていたことが挙げられる。

合意がなされたのは、COP21 前に条約事務局が各国の INDC を取り纏めた報告書を作成すること、次の INDC 提出時は今回の INDC より後退した目標であってはならない（後退なし：No Backsliding）の 2 点のみだった（気候行動のためのリマ声明）。

⁷ 各国がそれぞれで排出削減目標を設定する方式。

⁸ INDC(Intended Nationally Determined Contributions)約束草案。各国内で決定した 2020 年以降の温暖化対策に関する目標。

⁹ 原因としては、COP19 の際、「各国の貢献度を比較して評価できるのか」「事前協議で指摘を受けても一旦国内で決定した貢献度を見直すのは政治的に困難であろう」などといった懸念が示されていたことが挙げられよう。

また、COP20 と 21 の間で 4 度、2020 年以降の国際的枠組についての議論がなされたが、「COP21 前でなくとも地球規模での温暖化対策の進捗状況に対してのチェックを制度に組み込む必要がある」と主張する国と、「そこまではする必要はない」と主張する国との間でせめぎ合いがあった。

一進一退の長きにわたる交渉の結果、ダーバン合意から実に 4 年の月日が経った 2015 年 12 月 12 日の夜、歴史的合意であるパリ協定が形成された。

パリ協定は、京都議定書から一歩進んだ合意形成がなされ、また歴史上初めて先進国・開発途上国の区別なく締約国全カ国が参加する合意¹⁰であることから歴史的合意とされている。これまでの COP での議論を踏まえると公平かつ実行的な気候変動対策のための合意に思えるが、本当にそうであったのだろうか。

【パリ協定の主な内容】

パリ協定は多くの項目から構成される枠組みであるが、主な内容は以下の 4 点である。

- ①世界全体の温室効果ガス排出量削減のための方針と長期目標の設定
- ②各国の温室効果ガス排出量削減目標の設定
- ③途上国への支援
- ④ロス&ダメージ

①世界全体の温室効果ガス排出量削減のための方針と長期目標の設定

世界平均気温上昇を産業革命以前と比較して 2°C 未満に保ち、かつ 1.5°C に抑制する努力目標が策定された。これらの目標を達成するため、21 世紀後半までに人間活動による温室効果ガス排出量を実質 0 にする方向性が打ち出された。

②各国の温室効果ガス排出量削減目標の設定

①の長期目標を達成するため、これまで削減目標の設定義務がなかった途上国も含めた全締約国が INDC を自主的に設定し、進捗状況を報告し、専門家によるレビューを受けることが決定した。

③途上国への支援

¹⁰ この背景には、先進国であろうと途上国であろうと、温室効果ガス排出を続ける姿勢に対しての国際社会からの批判の声が高まっていたことが挙げられる。もし削減に対し消極的姿勢をとると、環境意識の低さを理由とし海外からの投資を得ることができず、経済活動が制限されてしまう可能性が高い。新興国も温室効果ガスが無制限に排出する訳にはいなくなっている。

途上国の中には、温室効果ガス排出削減に取り組むことが難しい国がある。温室効果ガス排出削減に支援が必要な途上国に対し、先進国中心に資金や技術支援を積極的に進めることが決定した。

④ロス&ダメージ

ロス&ダメージ（損失及び損害；Loss and Damage）は、国際社会が気候変動の課題に取り組む上で重要な3つのフェーズのうちの一つである。3つのフェーズとは、①温室効果ガスを削減し、脱炭素化を図る緩和（Mitigation）、②緩和策を講じても避けられない影響を予め予想しておいて、人間が生活できるような環境整備をしていく適応（Adaptation）、そして③その適応の範囲をも超えてしまった（しまう）影響への対策が、ロス&ダメージだ。ロス&ダメージは、COP18（2012年の前にUNFCCC事務局がまとめたINF文書のパラグラフ7で「人間や自然システムに負の影響を及ぼす気候変動の悪影響¹¹の実際の、かつ潜在的な兆候（the actual and potential manifestation of climate change impacts that negatively affect human and natural systems）」とされ、その対策として既に気候変動により大きな損失や損害を被っている被災地への支援や、被災者への生計手段の提供等をするのだ。しかし、ロス&ダメージについて、国際的に合意された定義はない。

ロス&ダメージの議論の発端は1991年、海面上昇により国そのものの存続が危ぶまれる小島嶼国途上国(AOSIS)が国際社会に救済を求め、概念を提起したことに始まる。この概念は、気候変動の影響を受ける国々も拡大し、途上国を中心に賛同を得た。しかし、その具体的解決のための議論は難航した。なぜなら、ロス&ダメージの議論はこれまで多くの温室効果ガスを排出し地球温暖化を促進させてきた先進国の「責任と賠償」の議論と結びつくことが多かったためだ。既に行っている途上国支援に加えた資金援助から逃れたい先進国と、支援を引き出したい途上国の議論は、常に平行線をたどるものであった。

しかし、COP13（2008）の「バリ行動計画」で初めてロス&ダメージが明示されると、その後COP19（2014）で「損失と損害に関するワルシャワ国際メカニズム（WIM）」が設立されたのだ。そしてこのパリ協定では、8条において初めてロス&ダメージが明記された。ただ、先進国は「責任と補償」の議論とは切り離すことを脚注に入れる、という条件付きでこの明記を受け入れた。ロス&ダメージに対する支援の具体化は図られないままパリ協定の形成がなされた。

【パリ協定の問題点】

京都議定書の課題の是正を含め歴史的合意とされたパリ協定であるが、以下のような問題点・課題もある。

¹¹ 干ばつ・熱帯性暴風雨・洪水等＜短期的＞なもの、気温上昇・海面上昇等＜長期的＞なものがある。詳細は後述する。

- ①資金拠出割合の問題
- ②実効性への懸念
- ③温度目標と実現可能性の剥離

①資金拠出割合の問題

先進国は資金拠出を求められるが、途上国は「あくまで自主性による拠出決定」で良いとされているため、先進国の経済的負担が大きくなりかねない。アメリカ・トランプ政権がパリ協定を離脱した理由の一端ともなった。

②実効性への懸念

パリ協定では、各国の削減目標の達成が義務化されなかった。それにより、実効性への懸念の声が高まった。削減目標達成のため、その対策に資金や技術、人員を投入して努力する国がある一方、国力の問題で削減目標達成が困難な国があるかもしれない。削減目標に向けての足並みが揃わないことに不満を抱く層が出てくる懸念があった。

③温度目標と実現可能性の乖離

これが、パリ協定最大の問題点である。理想的なトップダウンの温度目標と、現実的なボトムアップ方式との乖離である。パリ協定では先述したように世界の平均気温の上昇を産業革命以前より 2°C未満に抑制し、さらに 1.5°Cを目指す温度目標を掲げた。しかし、各国の INDC の合計値と 2°C目標達成に要する排出削減量の間には実に 150 億トンものギャップが生じた。1.5°Cともなればその乖離はさらに大きなものとなるだろう。INDC は、温暖化防止以外にも、その時々を経済情勢やエネルギー情勢等を鑑みて作成されるため、ギャップを埋めるため目標値を引き上げることはかなり非現実的であった。

【グラスゴー合意】

グラスゴー合意（グラスゴー気候合意）とは、2021年10月31日から11月13日までイギリス・グラスゴーで開催されていた COP26 において採択された成果文書である。この合意で注目すべきポイントは以下の3点だ。

- ①石炭火力発電に関する記載
- ②緩和・適応の資金援助の必要性
- ③1.5°C目標の追求

①石炭火力発電に関する記載

石炭火力発電に関しては COP26 において最大の争点となった。合意文書草案では「段階的廃止(phase-out)」という表現だったが、インド・中国からの反対により「段階的削減

(phase-down)」と表現を弱める形での合意となった。なお、非効率な化石燃料への補助金は「段階的廃止(phase-out)」と明記された。

②緩和・適応の資金援助の必要性

グラスゴー合意では、緩和・適応のための資金の必要性が強調された。特に先進国は共同で開発途上国への支援を2025年までに年間1千億米ドル以上に増やすこと¹²を完全に達成することや、あらゆる資金源から気候変動対策のための資金を動員する必要があることが強調された。

③1.5°C目標の追求

グラスゴー合意では、「2100年の世界平均気温の上昇を産業革命前に比べ1.5°Cに抑える努力を追求していく」という内容が盛り込まれた。COP21のパリ協定では世界の平均気温の上昇を産業革命以前より2°C未満に抑制し、さらに1.5°Cを目指す温度目標を掲げた「2°C目標」が世界共通の目標として認識されていたが、2°C目標では不十分なのではないかと、といった声が高まっていた。また、2021年8月に発表された国連の気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の報告書によると、科学的根拠に基づき、今後数十年で温室効果ガスの排出量を大幅に削減しない限り、パリ協定の目標達成が極めて困難であることが示されていた。

このような潮流を受け、グラスゴー合意では、全ての国が2022年に2030年までのINDCを再検討し、強化することを合意した。また、パリ協定のルールブックに関しては、未決定要素であった同協定6条（市場メカニズム）に関する基本的基準について合意した。これをもって、パリ協定は完全運用されることとなった。

¹² この目標は2020年までの達成目標であった。グラスゴー合意ではこの目標が達成されていないことに深い遺憾の意を表明し、先進国に早急かつ2025年までに達成することを求めた。

第3章 気候変動が与える影響

気候変動が起こる原因は、主に自然要因と人為的要因に分けられる。自然要因は、火山の噴火や海流の変化、太陽の活動の変化などがこれにあたる。人為的要因は、人間の活動による大気中の二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの濃度の上昇、森林伐採などがこれにあたる。

本章では、人為的要因によって深刻化している気候変動に関して、代表的な現象である異常気象、干ばつ、森林火災、海面上昇、砂漠化について説明する。自国が直面している問題に関して、その原因がどのようなものなのかについても調べてほしい。

【異常気象】

気候変動の影響として最もよく知られているのが異常気象であろう。「異常気象」を示す英語には、「extreme weather event」と「extreme climate event」の2つの表記がある。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）によると、「extreme weather event」は「特定の場所や時期において稀¹³な現象」とされている一方、「extreme climate event」は「ある期間（季節など）持続する極端な気候のパターン」とであるとされている。このような異常気象には、以下に示す通り様々な例がある。

気温の上昇

2012年のIPCCの報告書では、地球規模で暖かい昼夜の日数が増加し、寒い昼夜の日数が減少する可能性が高いと指摘されている。

温室効果ガスの濃度が高まると、地表の温度も上昇する。1980年代以降、10年ごとの気温は直前の10年と比べて高くなっており、ほぼすべての陸地で、猛暑日や熱波が増加している。気象庁によると、2022年の世界の平均気温（陸域における地表付近の気温と海面水温の平均）の基準値（1991～2020年の30年平均値）からの偏差は+0.24℃で、1891年の統計開始以降、6番目に高い値となった。世界の年平均気温は、様々な変動を繰り返しながら上昇しており、長期的には100年あたり0.74℃の割合で上昇している。また、1891～2022年の期間における変化の傾向を見ると、気温上昇は世界全体で起きていることが明白である一方で、上昇の割合は海上より陸上の方が大きく、特に北半球の緯度の高い地域ほど大きくなっているとされる。北極圏の気温は、地球の平均の2倍以上のペースで上昇している。

気温が高くなることの影響として、暑さに関連する病気が増えること、屋外の労働が困難になること、漁業・農業・牧畜の生産高の低下による食糧不足とそれによる飢餓や栄養

¹³ 「稀」の定義は確立されていないが、「これまでに前例のない事象」は稀/特異であるとみなされることが多い。

失調が増加すること、森林火災の発生・拡大のリスクが高まること、生物種が喪失することなどが挙げられる。

豪雨・暴風雨

気温や海水温が上昇することにより、豪雨のリスクも高まる。暖かい海水からはより多くの水分が蒸発し、暖かい空気はより多くの水蒸気を含むことができる。大気中の水蒸気は雲となり、後に雨となるため、気候変動により水蒸気量が増加している現状ではより激しい降雨をもたらす。また、熱帯性暴風雨（台風、ハリケーン、サイクロンなど¹⁴）は、海面の温水によって勢力を増しているという見解もある。豪雨や暴風雨はしばしば土砂崩れや洪水を引き起こし、家屋やコミュニティを破壊したりや死者を出したりするため、莫大な経済的損失を引き起こす。

【干ばつ】

干ばつとは、ある地域において雨が降らない・少ないことによって起きる水不足の状態のことである。近年、干ばつの被害はアフリカ・中東・ヨーロッパ・アメリカ・中国など世界各地で報告されている。干ばつの期間中は水の利用可能性が制限されるため、経済・環境・社会に大きな影響を与える。経済面では、農作物の収穫量の減少や不作、川の水量の減少による水運への悪影響や水力発電量の減少が起こるとされている。環境面では、樹木の枯死、森林火災、砂漠化を引き起こし、社会面では牧畜や農業を放棄する人々の貧困の加速、それによる栄養失調や食糧安全保障の問題も起こっている。

【森林火災】

森林火災とは、山や森林で広範囲にわたって発生する火災のことで、山火事や山林火災、林野火災とも呼ばれる。日本における森林火災の原因の多くは焚き火や火入れなど人為的なものである。しかし、世界的に見ると、近年気候変動に起因する大規模かつ長期的な森林火災が世界各地で発生しており、甚大な被害をもたらしている。

ここでは 2019 年にオーストラリアにおいて発生した森林火災について記述する。

オーストラリアでは、2019 年 3 月に北部で発生した火災が東部まで燃え広がり、2020 年 2 月に至るまで大規模な森林火災が続いた。オーストラリアにおいてはほぼ毎年森林火災が起こっているものの、特に 2019 年から 2020 年にかけての火災では 34 人が死亡し、

¹⁴ タイフーン、ハリケーン、サイクロンは基本的に同じ気象現象で、風速が 119km/h (約 33m/s)以上の熱帯低気圧を指す。これらの違いは主にその発生地域で、台風は北西太平洋、ハリケーンは北大西洋および北東太平洋、サイクロンは南太平洋およびインド洋で発生したものを指す。なお台風は台風の一部であるが、日本独自の呼称であり、東経 180 度より西の北西太平洋および南シナ海に存在する熱帯低気圧のうち最大風速が約 17m/s 以上になったものを指す。

約 3000 件の家屋が焼失したことに加え、総数の 3 分の 1 の個体のコアラが死亡し、灰や汚物による川の汚染が原因で多数の魚が死滅するなど、動物の生態系にも深刻な被害を与えた。

この森林火災の原因としては、平均降水量が観測史上最も少なかったために空気が乾燥していたこと、平均気温も観測史上最高レベルであったこと、12 月に記録的な熱波が到来したことが挙げられる。このように高温で乾燥している状況下では、枯れ草や枯れ葉が摩擦を起こし、それが火種となり森林火災へと発展するとされているが、それに加えて風が強かったことで火災が大規模化し、上記のような被害を与えた。また、国立環境研究所（2021）によると、この火災はバイオマスが多い地域で発生したことから、他の場所で起きた森林火災よりも多くの二酸化炭素が放出された。植物は二酸化炭素を吸収して光合成を行うことから、地球温暖化の緩和につながると言われているものの、森林火災が起ることで植物が減少し、燃焼することでさらに多くの二酸化炭素を発生させる原因になってしまう。大規模な森林火災が多く発生すると、気候変動を進行させてしまうという負の循環に落ちる危険性も指摘されている。

【海面上昇】

海面上昇とは、海面の水位が上昇する現象のことで、海水の温度上昇による膨張や氷河・氷床の融解が原因で起こるとされている。IPCC の 2014 年の報告書では、1901 年から 2000 年までの間に海面は 19cm 上昇しており、適切な対策をとらないと 21 世紀の間に最大 82cm 上昇すると予測されている。海面上昇による被害が特に大きいのが、海拔の低い島嶼国である。高潮は自然現象であるが、海面が上昇するにつれ高潮時の水位も高くなり、住宅や道路に入り込んだり、海水が田畑や井戸に入ることによって作物が育たなくなる・井戸水が塩水となってしまったりなど、人々の生活に大きな影響を与えている。また、オセアニアの島嶼国・ツバルは海拔が平均で 1.5m しかなく、このまま海面上昇が続くと海に沈んでしまうことから、2002 年からはニュージーランドへ人々が移動しており、ツバル政府はこれらの人々を「環境難民」として国際社会に訴えかけている。

気候変動は主に工業化した先進国が排出した二酸化炭素により引き起こされているにもかかわらず、その影響を二酸化炭素の排出量の少ない小さな島嶼国が受けているというのが現状である。そのため、COP においても「小島嶼国連合(AOSIS)」というグループを結成して交渉している。

【砂漠化】

「砂漠化」という言葉は「もともと砂漠ではなかった土地」が「砂漠」へ変化することである。1996 年に発効した砂漠化対処条約では、「乾燥地域、半乾燥地域、乾燥半湿潤地域における気候上の変動や人間活動を含むさまざまな要素に起因する土地の劣化」と定義されている。この「土地の劣化」は「乾燥地域、半乾燥地域、及び乾燥半湿潤地域におい

て、土地の利用又は風又は水による土壌浸食、土壌の物理的、化学的、生物学的、経済的特質の損失、自然の植生が長期的に失われる過程若しくはその組合せによって天水農地、灌漑農地、放牧地、牧草地及び森林の生物学的又は経済的な生産性及び複雑性が減少し又は失われること」とされている。

砂漠化には「気候的要因」と、「人間活動」による「人為的要因」の二つが存在する。「気候的要因」とは、地球規模での気候変動や干ばつなどによって生じる砂漠化である一方、「人為的要因」は、過放牧や過耕作によって生じる砂漠化を指す。

このうち「人為的要因」が生じている地域として、サヘル地域が挙げられる。サヘル地域とは、スーダンやニジェールをはじめとする、アフリカの北部を横断するサハラ砂漠の周辺地域を指し、この地域は元来砂漠ではなかった。しかし近年、人口増加や市場経済の発展に伴い、食糧供給や輸出向けに農耕・牧畜の需要が高まると、生産量を増やすために過耕作や過放牧が行われるようになる。その結果、土壌から栄養分が流出し、砂漠化が進んでいった。

第4章 論点解説

本章では、今回の会議で取り扱う①「1.5°C目標」の達成に向けた手段、②ロス&ダメージ基金という2つの論点およびアウトオブアジェンダについて解説する。与えられた論点の中で、各国大使として国益を最大限達成するために会議準備を進めていってほしい。

4.1 「1.5°C目標」の達成に向けた手段

先に述べたように、2015年のCOP21において、長期目標として2°C目標を設定し、さらに1.5°Cに抑える努力を追求すること」が合意されており、COP22以降は主にこの目標を如何に達成するのかを議論してきた。そしてこれはCOP28においても継続される。

この論点においては前述の目標達成のための具体的手段が話し合われることとなる。特に議論の中心となるのがCOP26において議論の中心となっていた、火力発電所の削減目標についてである。

COP26においては「石炭火力発電所の段階的削減」が合意されている。しかし世界において稼働している火力発電所は石炭火力発電所のみではない。石油や天然ガスを動力源として発電を行っている火力発電所もある。そしてこれらの火力発電所も石炭火力発電所と同様に、二酸化炭素を排出し、地球温暖化の遠因となっている。

このことから規制すべき火力発電所の範囲を広げるべきという主張がなされている。またCOP26において合意されたのは段階的削減にとどまっている。つまりあくまで減らしていくことしか合意出来ておらず、最終的に廃絶するのか等最終目標は不明瞭である。これに関しても、最終目標を廃絶にすべきであるとの意見がある反面、火力発電所への依存度が高い途上国や産油国からは反発を招いており、対立は根深い。また目標の達成に向けた具体的手段が示されていないことに関しても批判がある。担当国の電力発電状況や資源産出状況などを加味してスタンスを立ててほしい。

「1.5°C目標」の達成に向けた取り組みは、火力発電所の削減にはとどまらない。再生可能エネルギーへの投資の推進や、EV自動車の普及など温室効果ガスの排出量を減らしていく取り組みも存在する。しかしこれに関しては先進国と途上国の間の資金力の差から、全ての国が自発的に取り組んでいくのは難しいというのがある。そのことから途上国側は先進国に対しての資金支援を求めている。

また「1.5°C目標」の達成に向けての具体的な温室効果ガスの排出削減目標を決める議論もなされている。しかしここに関しても先進国側が示している目標に対して発展途上国側からは目標が高過ぎるとの批判がある。しかし各国単位の目標設定では限界があること、そして実行性の観点からも批判があり、共通目標の設定は必要である。

この論点に関しては火力発電以外の部分においては様々な提案をしていくことが可能であると思われる。自国の政策や地域ごとの取り組みを調べていく中で政策立案をしていた

だきたい。また他国からの提案を考慮するにあたって、自国の経済状況や資源状況も調べてほしい。

4.2 ロス&ダメージ基金

ロス&ダメージ基金とは気候変動によって悪影響や損害を受けた国に対して資金援助を行うことを目的として設立された基金である。COP27において「開発途上国の中でも特に脆弱な国々」を対象とすることで合意されている。

気候変動は世界各国で起こっているが、同じ災害が発生した場合でも、インフラの整備状況が優れている先進国に比べ、整備が不十分な発展途上国では当然のことながら被害は大きくなる。また、災害からの復興のスピードに関しても先進国と途上国では異なる。

また、気候変動の影響を受けている国の活動がその原因ではないということも重要である。例えば、二酸化炭素の排出量においては世界全体の0.3%しか排出していないパキスタンにおいて、気候変動の結果生じた大規模洪水によって国土の1/3が被害を受けるなどしたこともあった。またツバルやフィジーといった島嶼国の活動も、気候変動の原因にはほとんどなっていないにも関わらず、海面上昇の結果国土の一部が沈むなど、深刻な影響を受けている。

このような状況を踏まえ、途上国からは資金援助の枠組みの構築が継続的に求められてきた。これまで資金援助の目標などは定められてきたものの、先進国からの支援額が目標の半分以下となるなど、枠組みが十分に機能しているとはいえない状態であった。そのような状況の中 COP27においてロス&ダメージ基金の設立が合意された。

しかしこの設立に関しても、支援の対象や拠出源について COP27 の時点で大きな対立があった。支援の対象に関しては、先進国や島嶼国からは「範囲を限定的にして、必要な地域に確実に支援が行える枠組にするべき」との主張が見られたのに対して、途上国の一部からは支援対象範囲の拡大が主張された。支援の対象に関しては「開発途上国の中でも特に脆弱な国々」という文言で一応の妥結は見ているものの、明確性に欠けている。今回の会議ではさらなる明確化が争点となる。

拠出源に関しては、途上国からは先進国が拠出源になるべきという主張があるのに対して、先進国は BRICS など資金力のある非先進国も含めてより多くの国が拠出源になるべきだと主張しており、対立は根深い。こちらに関しては COP27 までに合意は見られない。

この論点においては自国の自然災害における被害状況や、自国の経済状況等を吟味してスタンスを立ててほしい。

4.3 アウトオブアジェンダ

本節では、アウトオブアジェンダ（今会議で議論の対象としないトピック）について解説する。すべて公式討議内での言及程度は可能だが、これをアジェンダに時間を割くこと

については会議監督判断で適宜議論をやめさせることがある。会議準備を開始する前に確実に把握しておいてほしい。

- ① ロス&ダメージ基金の設立そのものを否定する議論
- ② ロス&ダメージ基金の資金に関する具体的な金額の議論
- ③ パリ協定における温度目標設定そのものに関する議論
- ④ その他過去の COP における合意を否定する議論
- ⑤ 気候変動に関する過度に専門的な議論

参考文献

【論文など】

安部慶三「COP21 合意と今後の課題-COP21 でパリ協定採択-」(2016)

https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2016pdf/20160114127.pdf

浦上亜希子「パリ協定の解説 第8条(損失と損害).」(2018)

<https://www.iges.or.jp/sites/default/files/inline-files/08.pdf>

大瀧正子「公平性の観点からみたポスト京都議定書の数値目標設定に関する問題点-国際交渉における課題-」(2008)

https://www.ritsumei.ac.jp/ir/isaru/assets/file/journal/21-1_06Otaki.pdf

環境省「第3節 地球温暖化を防止する低炭素社会を目指して」『平成25年版 環境・循環型社会・生物多様性白書』(2013)

<https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/h25/html/hj13010203.html>

環境省自然保護局「人々の暮らしと砂漠化対処」(2013)

<https://www.env.go.jp/nature/shinrin/sabaku/download/panph.pdf>

環境省地球環境局国際地球温暖化対策室「COP21の成果と今後」

https://www.env.go.jp/earth/ondanka/cop21_paris/paris_conv-c.pdf

小林誠「小島嶼国・ツバルから見たパリ協定後の気候変動対応--緩和・適応・損失と損害(特集「パリ協定」後の気候変動対応)」『アジア研ワールド・トレンド』246号(2016) pp30-33 <https://core.ac.uk/download/pdf/288458439.pdf>

鈴木武夫「第1回国連人間環境会議報告

https://www.jstage.jst.go.jp/article/taiki1966/7/2/7_26/_pdf

高橋健太郎「グラスゴーCOP26における成果と2022年に向けて」(2021)

https://www.jstage.jst.go.jp/article/jwea/45/4/45_680/_article/-char/ja/

村瀬信也「京都議定書の遵守問題と新たな国際レジームの構築:米国及び途上国を含めた代替レジームの可能」『三田学会雑誌』(2003)

<https://core.ac.uk/download/pdf/145733651.pdf>

Bulkeley, H. (2015). Can cities realise their climate potential? Reflections on COP21 Paris and beyond. *Local Environment*, 20(11), 1405–

1409. <https://doi.org/10.1080/13549839.2015.1108715>

Deb, P., Moradkhani, H., Abbaszadeh, P., Kiem, A. S., Engström, J., Keellings, D., & Sharma, A. (2020). Causes of the widespread 2019–2020 Australian bushfire season. *Earth's*

Future, 8(11). <https://doi.org/10.1029/2020ef001671>

Hoad, D. (2015). Reflections on small island states and the international climate change negotiations (COP21, Paris, 2015). *Island Studies Journal*.

Lennan, M., & Morgera, E. (2022). The Glasgow Climate Conference (COP26). *The International Journal of Marine and Coastal Law*, 37(1), 137–151. <https://doi.org/10.1163/15718085-bja10083>

Robbins, A. (2016). How to understand the results of the climate change summit: Conference of Parties21 (COP21) Paris 2015. *Journal of Public Health Policy*, 37(2), 129–

132. <https://doi.org/10.1057/jphp.2015.47>

【ウェブサイト】

気象庁「世界の年平均気温」(2023)

https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/temp/an_wld.html

環境省「国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)および京都議定書第 11 回締約国会合(COP/MOP11)の結果について」 <https://www.env.go.jp/earth/cop/cop21/>

環境省「砂漠化する地球 ―その現状と日本の役割―」

https://www.env.go.jp/nature/shinrin/sabaku/index_1_3.html

環境省「国連気候変動枠組条約第 27 回締約国会議 (COP27)、京都議定書第 17 回締約国会合 (CMP17) 及びパリ協定第 4 回締約国会合 (CMA4) の結果について」(2022) https://www.env.go.jp/press/press_00859.html

国立環境研究所「2019～2020 年のオーストラリアの森林火災は過去 20 年で同国において最も多くの火災起源の二酸化炭素を放出した」(2021)

<https://www.nies.go.jp/whatsnew/20210506/20210506.html>

国際連合広報センター「気候変動の影響」

https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/climate_change_un/climate_change_effects/

国連 UNHCR 協会「マリ、ニジェール 砂漠化するサヘル地域の難民危機」

<https://www.japanforunhcr.org/appeal/sahel>

全国地球温暖化防止活動推進センター「データで見る温室効果ガス排出量(世界)」

<https://www.jccca.org/global-warming/knowledge04>

全国地球温暖化防止活動推進センター「COP21 では何について話し合われるのか？」

<https://www.jccca.org/cop/cop21/2-1201>

全国地球温暖化防止活動推進センター「海面上昇の影響について」

<https://www.jccca.org/faq/15931>

日本経済団体連合会「COP27 の成果と今後の動向」(2023)

https://www.keidanren.or.jp/journal/times/2023/0119_04.html

日本貿易振興機構「「グラスゴー気候合意」採択し COP26 閉幕、石炭の段階的削減へ」

(2021) <https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/11/51d5ba1d04b8c787.html>

林野庁「山火事予防！！」<https://www.rinya.maff.go.jp/j/hogo/yamakaji/index.html>

BBC NEWS JAPAN「トランプ氏はなぜパリ協定離脱を考えているのか」(2017)

<https://www.bbc.com/japanese/40115779>

WFP「【日本人職員に聞く】干ばつが招く食料不足、栄養不良、貧困、テロ」(2018)

<https://ja.wfp.org/stories/ganhatsukazhaokushiliaobuzurongyangbuliangpinkuntero>

WWF ジャパン「パリ協定とは？脱炭素社会へ向けた世界の取り組み」(2020)

<https://www.wwf.or.jp/activities/basicinfo/4348.html> WFP「【日本人職員に聞く】

干ばつが招く食料不足、栄養不良、貧困、テロ」(2018)

<https://ja.wfp.org/stories/ganhatsukazhaokushiliaobuzurongyangbuliangpinkuntero>

Dasgupta, A. (2015, December 21). COP21 Highlights Importance of City Actions in the

Climate Fight. World Resources Institute. [https://www.wri.org/insights/cop21-](https://www.wri.org/insights/cop21-highlights-importance-city-actions-climate-fight?utm_content=buffer50d8b&utm_medium=social&utm_source=twitter.com&utm_campaign=buffer)

[highlights-importance-city-actions-climate-](https://www.wri.org/insights/cop21-highlights-importance-city-actions-climate-fight?utm_content=buffer50d8b&utm_medium=social&utm_source=twitter.com&utm_campaign=buffer)

[fight?utm_content=buffer50d8b&utm_medium=social&utm_source=twitter.com&u](https://www.wri.org/insights/cop21-highlights-importance-city-actions-climate-fight?utm_content=buffer50d8b&utm_medium=social&utm_source=twitter.com&utm_campaign=buffer)

[tm_campaign=buffer](https://www.wri.org/insights/cop21-highlights-importance-city-actions-climate-fight?utm_content=buffer50d8b&utm_medium=social&utm_source=twitter.com&utm_campaign=buffer)

IPCC. (n.d.). *Chapter 11: Weather and Climate Extreme Events in a Changing Climate*. IPCC Sixth

Assessment Report. <https://www.ipcc.ch/report/ar6/wg1/chapter/chapter-11>

Lidberg, L. (2018, July 1). *Australian media coverage of two pivotal climate change summits: A comparative study between COP15 and COP21*.

Informit. <https://search.informit.org/doi/abs/10.3316/informit.738305610704718>

Mountford, H., Waskow, D., Gonzalez, L., Gajjar, C., Cogswell, N., Holt, M., Fransen, T., Bergen, M., & Gerholdt, R. (2021). COP26: Key outcomes from the UN climate talks in Glasgow. *World Resources Institute*. https://www.wri.org/insights/cop26-key-outcomes-un-climate-talks-glasgow?utm_medium=social&utm_source=twitter&utm_campaign=socialmedia

SBS News. (2020). The numbers behind Australia's catastrophic bushfire season. *SBS*

News. <https://www.sbs.com.au/news/article/the-numbers-behind-australias-catastrophic-bushfire-season/95947gw18>

議題概説書の取扱いについて

グローバル・クラスルーム日本協会は、知的財産である議題概説書(以下 BG)の取扱いに関して、以下のように定める。

- 本 BG の著作権は、作成者たる会議監督に帰属することを確認する。
- 本 BG を用いた学校間での練習会議は、本大会終了まで禁止する。本大会終了後は、学校内および学校間での練習会議に本 BG を用いる、あるいは参考にすることを許可する。本 BG を別の会議の BG 作成等に利用する場合は、出典として適切に明記することを要求する。
- 本 BG を特別な用途で用いる場合は、作成者たる会議監督あるいはグローバル・クラスルーム日本協会に確認をとることを要求する。

